

令和5年度第7回教育研究評議会議事録

日時 令和5年11月15日(水) 14:30～16:02
場所 事務局5階大会議室、S-P o r t 3階会議室
出席者 日詰、塩尻、川田、森田、大場、川村、青木、佐藤、鎌塚、高倉、金原、
本橋、近藤、田中、桐谷、熊倉、村山、笹原、小西、山本、竹内、福田、
木村元彦、鳥山、加藤、池田、平井、水谷、原正和、今泉、木村雅和、
間瀬、河合の各評議員、庭山教授(原和彦評議員の代理)
欠席者 原和彦評議員
陪席者 鈴木、河島の各監事、井柳(Web参加)、栗井(Web参加)、下村(Web参加)の
各学長補佐、長谷川情報基盤センター長

I 前回議事録の承認について

令和5年度第6回教育研究評議会議事録(案)を原案どおり承認した。

<委員等から出された意見>

笹原委員: 前回の教育研究評議会において、高倉委員よりリスク管理の観点から守秘義務を課すことと一部の発言を議事録に残さないことについて発言があり、今回の議事録(案)はそのような扱いになっているが、過去に前例がないことなので、規則などのその根拠と、この部分を議事録に残さなかったことをどのように決めたのかなどについて改めて説明していただきたい。

高倉委員: 教育研究評議会に関しては、議事録に残して公表することとなっているので、規則上ではこの場で議論する内容に守秘義務を課す根拠はないことを最初に申し上げた。前回の議論において、非常にセンシティブで法的な内容を扱うため、オンライン接続により多数の参加者がいる中で、この発言内容は守秘義務を課すべきだと提案をさせていただいたという位置づけである。

笹原委員: 実際に議事録を残す際に、ここからここまで残さないというのはリスク担当の判断と解釈してよいのか。つまり、ここからここまでという範囲は前回決まっていなかったと思うので、その点についても説明していただきたい。

高倉委員: ここからここまでをカットしてくださいということを私から指示やサジェスションをしたということは一切ない。事務局より議事録(案)として出されたものを皆さんでチェックしていただく形である。

笹原委員: 総務課の方で、ここからここまでという判断をしたと理解してよいのか。

総務課長: そうである。

川田委員: 前回の審議事項3「静岡大学における研究データ基盤システムの導入及び静岡大学研究データマネジメントポリシーの制定」について、審議の際に研究データの保存期間に関する質問があったので、それに対して回答する。研究データの保存期間については、今後大学としてどのように扱うかを議論するので決まっていらないが、研究データの不正行為の取決めでは10年間の保存が決められており、それをベースに考えることになると思う。

II 審議事項

1 静岡大学の将来構想について

議長から、静岡大学の将来構想について、資料1-1により、令和5年10月19日～令和5年11月15日までの会議等の開催状況の報告があった後、第5回経営協議会の報告があり、経営協議会の複数の委員より学内構成員への説明と理解を得ることに関する意見が出たことを非常に重要なことと受け止めたため、「静岡大学未来創成ビジョン」に関して役員会で決定する前に学内構成員の理解を深めるためにキャンパス単位、学部単位での説明会を開催することとし、12月開催予定の経営協議会で改めて報告を行った後に役員会で最終

決定したいと考えている旨の説明があった。さらに、議長から、資料1-2により、学内構成員への説明会に関する案内があり、これから開催する領域や浜松キャンパスにおける所属の構成員への参加の配慮について依頼があった。

続いて、議長から、浜松医科大学より10月23日付依頼文書『「国立大学法人静岡国立大学機構設立及び大学再編に関する合意書」及び「確認書」の履行について』の送付があり執行部で対応を検討していること、本学の関係者による記者会見が発端になり報道が過熱化し、文部科学省から本学のガバナンスが適切に機能しているのかといった点で疑問があるとの指摘を受けていることの説明があり、大学を円滑に管理運営するうえでガバナンスが適切に機能することが極めて重要であり、それを上手く機能させるには教職員一人一人の良識に委ねることが基本だと考えているので、今後の皆様の行動や発言がどのような結果を招くのかといったことを考えて慎重に対応いただきたいとの依頼があった。さらに、議長から、10月中旬の報道において学生がマイクを向けられ戸惑う様子があったため、10月23日に学生に対して心配することがないように学長の所感を配信したことの報告があった後、報道機関への対応について、席上配付資料により、11月10日に開催した学内構成員への説明会がWEBニュースに掲載されていることの説明があり、今後さらに報道が過熱し、様々なところに影響が及ぶ可能性が否定できないため、引き続き良識を持って対応をお願いしたいとの依頼があり、何かあれば広報・基金課へ問い合わせをしていただくか、佐藤事務局長や中村企画部長に相談していただくよう依頼があった。

最後に、議長から、静岡大学・浜松医科大学統合・再編促進期成同盟会から両大学に対して、12月6日開催の会合に出席し、法人統合・大学再編について状況説明を求めるとの依頼があったため、慎重に検討して回答することにご理解いただきたいとの説明があった後に、意見交換が行われた。

<委員等から出された意見>

福田委員：期成同盟会から説明を求められていることに対して、どのように対応する予定なのか。本学のガバナンスの問題があるので、我々が出ていくよりは学長が出てしっかり説明することがよいと思うが如何か。

議長：様々な状況を踏まえて判断のうえ回答させていただきたい。11月22日の回答期限までに回答するように努めたいと考えている。

佐藤委員：福田委員への質問になるが、「我々が出ていくよりは」という発言があったが、その趣旨を教えていただきたい。

福田委員：我々のところにも案内が来ており、対応について協議している。

佐藤委員：冒頭にガバナンスのことを仰ったが、この件は大学として対応を検討することが必要だと思っているので、大学として対応していただきたい。個別に対応を検討することは控えていただきたい。

福田委員：どこまでが良識ある行動ということになるのか。出席の依頼に対して、例えば、出席だけしてノーコメントということもないことのないと思うが、出ないでくださいという要請か。

佐藤委員：大学の方針に沿って対応を検討していただきたい。

福田委員：大学の方針をきちんと明らかにしていただきたい。

佐藤委員：そのように対応することで検討させていただきたい。

議長：皆様方は責任ある立場にあり、そのことにより報道機関が接触してくる可能性があるが、これまで申し上げているとおり皆様の良識に委ねるので、1つ1つのコメント或いは意見が、どのように反映されるのか、どのように記事になるのかということをご配慮いただきたい。報道機関はある程度の方針や方向性を事前に決めて、それに合わせる

ようなコメントを求めてきたり、皆様を誘導するようなコメントを求めてきたりすることがあると思う。私も過去に報道機関と接する際にそのように切り取られたこともあり、非常に注意深く対応しないといけないと肝に銘じているので、皆様にもそのようにご対応いただきたい。

山本委員：福田委員の発言を聞いて、それが良識ある行動を取っているとは感じなかった。大学として学長が責任を持って対応すると仰っているのであれば、そこに一任することが良識ある行動ではないかと思う。大学としての在り方について複数の意見が出てしまう可能性があるので、良識ある行動を考えるのであれば、今は学長に一任して対応していただくことが最善だと思う。また、期成同盟会から工学部長にだけそのような話があること自体が公平性を欠いているので、私が良識ある行動を問われれば、参加しないことが一般的な考え方ではないかと思う。

福田委員：経営協議会の委員からも自信を持って浜松医科大学に提案されてはどうかと言われているので、学長が出てしっかり説明されるのがよいと思う。

笹原委員：私も学長が出て、特に1大学2校案についてどのようなものか皆さんご存知ないし、資料も出ていないので、説明いただくのがよいと思う。ただ個別の取材への申し入れがあれば、それに対しては個別に判断することになるだろうし、期成同盟会は記者会見などと違い、私達が企画しているようなものではないので、それぞれの学部に対応が求められた場合は、それぞれの学部、或いは学部長が良識ある対応を取ることになるだろうと考えている。

高倉委員：現状では役員会で承認されていない、成案化が実現している状態ではない案について、恐らく期成同盟会は地域への対応ということになるが、そこで説明するのはおかしいし、順番として交渉相手である浜松医科大学に提示することが先である。その際に、静岡市、東部、或いは期成同盟会のような西部に説明した方がいいという話が出たときにそこで判断することが順番だと思う。

川田委員：高倉委員の発言は原則としてそのとおりでと思うが、ここまで混乱した一番の原因は、大学で議論している過程の段階で学長が私案を出されたことなので、それに対する説明を含めてガバナンス的に問題だときちん仰るのであればフェアだと思う。

高倉委員：川田委員のご指摘は一理あるが、リスクに配慮する観点では、状況によって判断することが非常に重要なので、現状でこれだけ報道が過熱している状況を考えれば、仮に12月6日に期成同盟会に出席して何らかの発言をすれば報道は確実に過熱する。それを含めて、多分執行部はこれから慎重に判断すると言っていると受け止めた。

池田委員：学内の構成員に対して、未来創成ビジョンを説明するプロセスが進行中であり、本領域には12月14日に説明をしていただくことになっている。そうした学内での説明が完了していない中で、他との会合を先に行うことは止めていただきたい。

川村委員：今のマスコミの現状というのは、本当に意味があるニュースが先に読まれるのではなく、アテンション・エコノミーと呼ばれ、注意を引く面白いものがヤフーニュースなどのトップになるので、注意を引くものが一番のニュースのような扱いを受ける傾向が非常に問題になっている。そのため、面白い部分に記者は注目するので、会議の中で学長は非常に丁寧に説明をしているが、そうした長いプロセスは記事の中には全然出ずに争点だけが出てきてしまうことを皆様にお伝えしたい。

2 静岡大学オンライン教育推進室規則の廃止及び静岡大学大学教育センター規則等の一部改正について

森田委員及び塩尻委員から、資料2により静岡大学オンライン教育推進室規則の廃止及び静岡大学大学教育センター規則等の一部改正について説明があり、審議の結果、これを承認した。

<委員から出された意見等>

山本委員：オンライン教育は全学の基礎教育だけでなく部局の専門教育にも関わっているが、それも教育企画・推進部門が担当することでよいか。

塩尻委員：教育内容は各部局の所掌になるが、オンラインの仕組みを通じて全学教育に係る意味ではこの専門委員会の議題になると思う。

山本委員：オンライン教育の場合、オンライン科目と対面科目の2種類しか存在しないため、それが混ざった形態の授業があれば非常にやり易い。例えば、他大学との連携講義を実施する場合、他大学の講義はオンラインで行い、本学では対面で行うような状況が今後増えると思うので、そのような柔軟性を持った制度を検討していただきたい。

塩尻委員：本学のオンライン科目と対面科目の定義の話になるので、全学教務委員会で整理させていただくが、出来るだけオンラインによる授業で教育成果が上がるような形で進めていく。所掌に関して仕分けが必要であるが、各会議体で議論できればと思う。

3 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成の方針（カリキュラム・ポリシー）の一部改正について

塩尻委員から、資料3により情報学部における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成の方針（カリキュラム・ポリシー）の一部改正について説明があり、審議の結果、これを承認した。

4 国立大学法人静岡大学と国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との連携大学院協定に関する変更について

塩尻委員から、資料4により国立大学法人静岡大学と国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との連携大学院協定に関する変更について説明があり、審議の結果、これを承認した。

5 JICA 研修員（学位課程就学者）受入に係る独立行政法人国際協力機構と国立大学法人静岡大学との覚書の更新について

近藤委員から、資料5により JICA 研修員（学位課程就学者）受入に係る独立行政法人国際協力機構と国立大学法人静岡大学との覚書の更新について説明があり、審議の結果、これを承認した。

III 報告事項

1 令和5年度第7回企画戦略会議（令和5年11月1日）報告

議長から、令和5年度第7回企画戦略会議（令和5年11月1日）について、資料6により報告があった。

2 令和5年秋の叙勲について

議長から、令和5年秋の叙勲について、資料7により報告があった。

3 令和5年10月入学大学院入学試験実施状況について

塩尻委員から、令和5年10月入学大学院入学試験実施状況について、資料8により報告があった。

<委員から出された意見等>

近藤委員：定員の充足率について、定員内としてカウントの対象となる学生は、具体的にはABPや総合科学技術研究科の英語コースに在籍する学生が含まるか否かは、評価基準によって異なると思うが如何か。

塩尻委員：近藤委員のご指摘のとおりである。機関別認証評価における入学定員充足率についてはABPの学生が対象になるが、業務実績評価については収容定員がベースであり、ABPを含む外国人留学生を控除するなどの基準が異なる。そういった点を含めて、大学院教務・入試委員会の委員には資料を配付し説明を行っている。

4 令和4年度監事業務監査改善要望事項に対する改善措置事項について（令和

5年9月末現在)

森田委員から、令和5年9月末現在における令和4年度監事業務監査改善要望事項に対する改善措置事項について、資料9により報告があった。

5 特定類型該当性に関する誓約書の提出について

川田委員から、特定類型該当性に関する誓約書の提出について、資料10により報告があった。

<委員等から出された意見>

近藤委員：一時的な謝金業務を依頼する場合は、対象ではないと考えてよいのか。

川田委員：雇用契約を結ぶ者が対象であるため、一時的な謝金業務の場合は対象にならないと思う。

6 情報セキュリティWEBセミナー、個人情報保護及び法人文書管理に関するWEBセミナーについて

川田委員から、情報セキュリティWEBセミナー、個人情報保護及び法人文書管理に関するWEBセミナーについて、資料11により報告があった。

<委員等から出された意見>

福田委員：WEBセミナーの案内について、いつもメールで通知が届くときは数日後に開始する形になっているが、それよりは実施する日にメールが届く方がすぐに実施できると思うが如何か。

川田委員：承知した。検討させていただく。

山本委員：理学部が受講率80%以上を達成したのは、田中前学部長が未受講者に対して部局長名で受講の催促を行った後に受講率が非常に上昇したので、皆さんもお試しいただければよいと思う。

IV その他

1 日本学術会議中部地区会議学術講演会の開催について

川田委員及び塩尻委員から、日本学術会議中部地区会議学術講演会の開催について、資料12により説明があった。

以上